

余市町都市再生協議会委員の選考等について

1. 委員

余市町都市再生協議会設置要綱第3条に基づく協議会委員は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画に関し知見を有する者とは、都市計画、道路交通網及びまちづくりを専門とする大学等の教授又は専門知識を有する者 1名
- (2) 関係団体を代表する者とは次のとおりとする。
 - ア 中央バス余市営業所 1名
 - イ つばめタクシー余市営業所 1名
 - ウ 余市商工会議所 1名
 - エ 余市医師会 1名
 - オ 余市観光協会 1名
 - カ 余市町区会連合会 1名
 - キ 余市町PTA連合会 1名
- (3) 一般公募 2名以内
ただし、余市町に在住の18歳以上の者で、本町の都市計画並びにまちづくりに関心がある者であること。
- (4) 関係行政機関の職員とは、次のとおりとする。
 - ア 国土交通省北海道開発局小樽開発建設部 1名
 - イ 北海道後志総合振興局 3名以内
 - ウ 北後志消防組合余市消防署 1名
 - エ 北海道警察札幌方面本部余市警察署 1名

2. 事務局

余市町都市再生協議会設置要綱第8条に基づく事務局は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、建設水道部長とする。
- (2) 事務局次長は、まちづくり計画課長とする。
- (3) 事務局員は、まちづくり計画課職員をもって充てる。